

児童相談の あらまし

平成31年度（令和元年度）版



愛知県一宮児童相談センター

第1章 児童相談センターの概要

1 沿革

昭和22年12月12日 児童福祉法公布

23年 6月30日 愛知県一宮地方児童相談所を、一宮市役所民生課内に設置。翌日から業務開始

10月21日 一宮市立熊沢保育園（一宮市川田町1丁目11番地）階上に移転

27年 5月27日 愛知県一宮地方児童相談所を愛知県一宮児童相談所と改称

28年 8月 3日 一宮市古金町1丁目11番地に新築移転

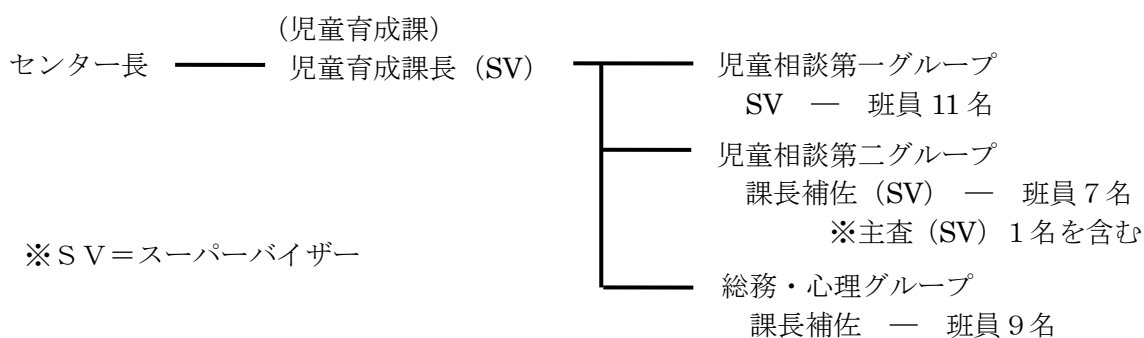
42年 8月20日 一宮市大和町宮地花池字彦太郎1番地（現：一宮市昭和1丁目11番1号）に新築移転

47年 4月 1日 一時保護所を廃止。児童の一時保護機能を、愛知県中央児童相談所で集中管理

平成14年 4月 1日 愛知県第3次行革大綱に基づく地方機関の再編により、愛知県一宮児童相談センターに改称

2 組織と職員の配置状況

(1) 組織



(2) 職員配置状況（平成31年4月1日現在）

名称	センター長	医師	SV	児童福祉司	児童心理司	庶務	その他	計
職員数	1	3 (3)	4	16	8	2	4 (3)	38 (6)

() 内は嘱託の再掲

3 管内の概況

当児童相談センターは、一宮市に位置し、一宮市を始め犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市の5市と大口町、扶桑町の2町を管轄区域としている。

一宮市は、織物で知られる都市であり、その歴史は平安時代にまで遡る。繊維産業を基盤として栄えてきたが、近年では企業誘致の推進により産業の複合化が図られている。また、平成17年4月1日に、隣接する尾西市・木曾川町と合併し、現在人口38万5千人超の都市となった。

犬山市は愛知県北端に位置する人口7万4千人程度の都市であり、国宝犬山城等が観光名所となっている。

江南市は、大河「木曾川」の南に位置することから命名。主として工場で栄える、人口10万人余の都市である。

稲沢市は愛知県の北西部、濃尾平野中央部にある。植木・苗木の産地として全国的に知られる。また、旧祖父江町は、全国一の銀杏の産地で、名古屋市へのアクセスが便利なおことから、ベッドタウンとして近年発展がめざましく、交通の便のよさから大工場も多い。人口は約13万7千人となっている。

岩倉市は愛知県の北西部に位置し、五条川沿いの桜並木は毎年開花時期に賑わいを見せる。名古屋市に近くベッドタウンとなっており、人口は約4万8千人である。

大口町は人口約2万4千人、扶桑町は人口約3万5千人の町であり、かつて扶桑町はその名前の由来となった養蚕業の盛んな町であった。

○管内人口等

31年4月1日現在

区 分	世帯数	人 口	児童数	保育所	幼稚園	小学校	中学校
一宮市	160,426	385,160	63,192	8,134	4,013	21,299	10,787
犬山市	31,128	74,007	11,475	1,162	826	3,999	2,015
江南市	41,114	100,494	17,340	1,866	1,131	5,523	2,950
稲沢市	54,550	136,915	21,871	3,458	1,047	7,345	3,504
岩倉市	21,257	47,889	7,833	761	787	2,344	1,176
大口町	9,479	24,149	4,638	634	332	1,455	690
扶桑町	14,075	34,705	6,174	776	388	1,969	910
合 計	33,2029	803,319	132,523	16,791	8,524	43,934	22,032

区 分	主任児童委員	民生児童委員	家庭相談員
一宮市	48	516	2
犬山市	11	117	5
江南市	12	133	1
稲沢市	15	207	3
岩倉市	4	72	2
大口町	2	31	0
扶桑町	2	41	0
合 計	94	1,053	13

4 児童相談センターの業務

(1) 業務の内容

児童相談センターは、児童福祉法第12条に基づき、子どものための専門相談機関として設置された「児童相談所」であり、児童の福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置されている行政機関である。

児童相談センターでは、主として次のような業務を行っている。

- (ア) 市町村援助： 児童及び妊産婦の福祉に関する市町村の業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと。
- (イ) 相談・調査・判定・指導： 家庭等からの児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。児童及び家庭につき、家庭や地域の状況、生活歴や発達、行動等について多角的、総合的に調査、診断、判定を実施し、それに基づいて援助指針を定め、子どもの援助を行うこと。
- (ウ) 一時保護： 必要に応じて児童を家庭から離して一時保護を行うこと。
- (エ) 措置： 児童又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は児童を児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託すること。
- (オ) 里親援助： 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

児童や家庭をめぐる問題は、児童虐待相談の急増や複雑化、多様化により、より高度な専門的対応が求められる一方、早期発見、早期対応のためにはきめ細かな支援が求められている。

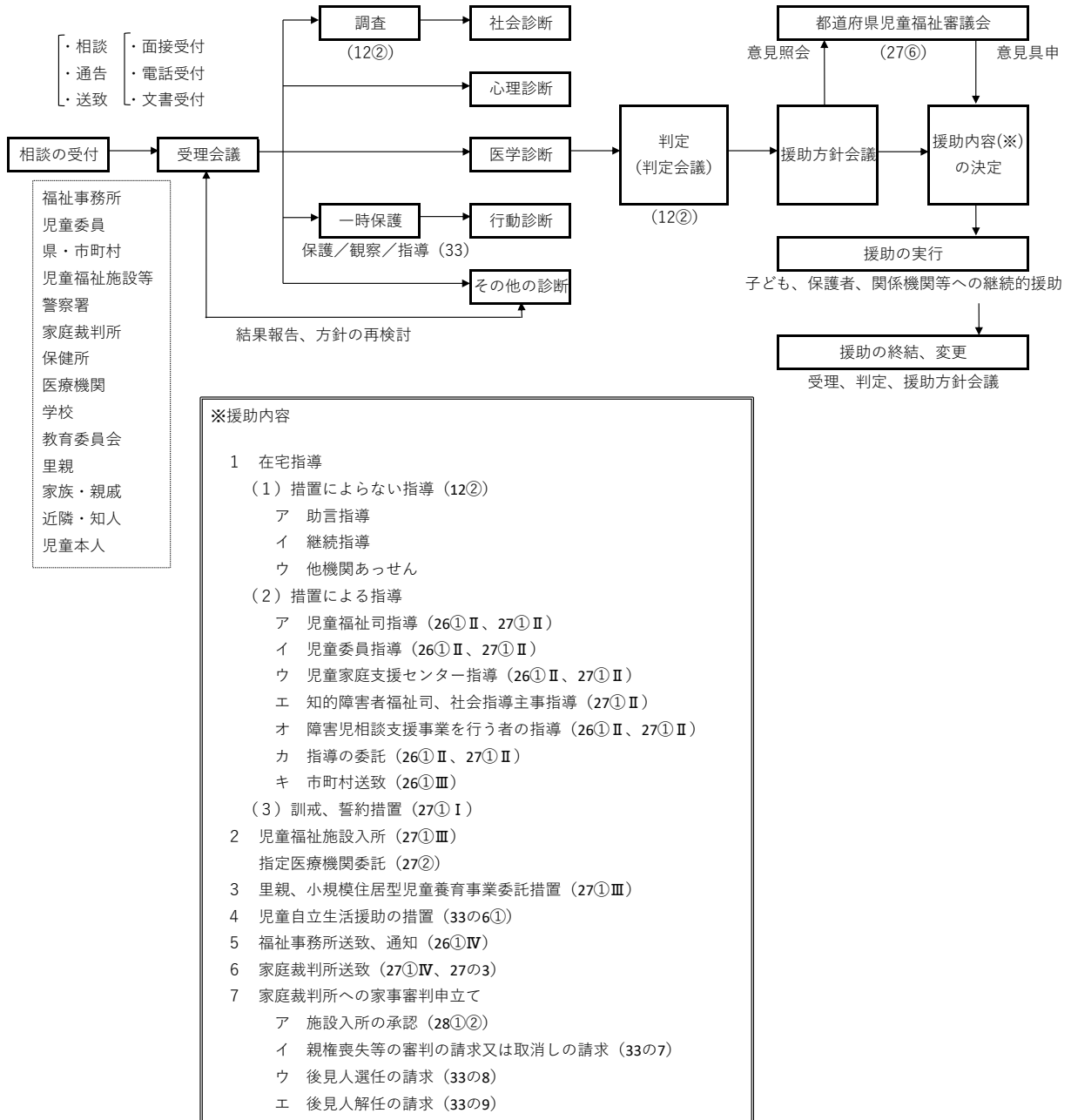
こうした状況を踏まえ、児童福祉法及び児童虐待防止法は、適宜、改正されてきた。特に、平成28年の児童福祉法及び児童虐待防止法改正では、児童福祉法の理念の明確化、市町村及び児童相談所の体制強化、市町村における支援拠点の整備、里親等家庭養育の推進等が規定された。

これらの改正を踏まえ、児童相談センターではさらなる専門的な知識及び技術の充実に図るとともに、福祉、保健、医療、処方等との関係機関との連携を図り、ネットワークの充実に向け積極的な取り組みを行い、児童の権利擁護、支援の充実に向け取り組んでいる。

また、令和元年には児童虐待防止対策の強化を図るため児童福祉法が一部改正され、児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化等）、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化などについて規定された。

(2) 児童相談センターにおける相談援助活動の体系・展開

児童相談センターでは、相談を受け付けた後、図のように業務を展開している。図中の数字は、児童福祉法の該当条項を示している。



第2章 相談業務の状況

1 相談の種類

児童についての相談は、その内容によって養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談の5つに分類され、さらに下表のとおり15種類の相談種別に分けられている。

○相談種別

大分類	相談種別	内容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待： 生命・健康に危険のある身体的な暴行等 ・性的虐待： 性交、性的暴行、性的行為の強要等 ・心理的虐待： 暴言や差別などの心理的外傷を与える行為等 ・保護の怠慢・拒否（ネグレクト）： 保護の怠慢や拒否（ネグレクト）により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の養護相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記の各欄のいずれにも該当しない相談	

2 相談・指導等の状況

(1) 相談件数

児童相談センターでは、受け付けた相談について調査や判定・指導などを行っている。

平成30年度は、計2,551件の相談を受け付けた。児童虐待通告は、688件であった。

相談の男女別内訳は、男児が1,543件で60.5%、女児が1,008件で39.5%となっている。また、相談経路別では、市町村・福祉事務所が861件(33.6%)と最も多く、次いで警察が665件(26.1%)、家族・親戚が581件(22.8%)となっている。

○相談受付件数(30年度)

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
一宮市	360	386	0	3	0	0	26	464	49	6	8	36	10	33	21	1	1,403
犬山市	35	39	0	0	0	0	4	92	8	2	0	8	2	4	1	0	195
江南市	62	51	0	0	0	0	4	108	12	1	2	9	7	8	10	1	275
稲沢市	120	57	0	1	0	0	5	131	7	3	7	7	2	8	7	0	355
岩倉市	52	28	0	0	0	0	3	65	6	0	0	2	1	3	2	0	162
大口町	20	6	0	0	0	0	0	16	3	1	0	5	0	1	3	0	55
扶桑町	36	15	0	0	0	0	1	29	2	0	0	2	1	2	1	0	89
その他	3	11	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	17
計	688	593	0	4	0	0	43	906	87	13	17	69	23	59	46	3	2,551
%	27.0	23.2	0	0.2	0	0	1.7	35.5	3.4	0.5	0.7	2.7	0.9	2.3	1.8	0.1	100.0

(2) 調査・判定の状況

児童相談センターでは、相談を受けた児童の援助方針を決定するため調査・判定（診断）を行い、その結果に基づき、指導や心理療法・カウンセリングを実施している。

調査は、児童・保護者のみならず、保育所・幼稚園・施設・学校・福祉事務所・保健センター・児童委員等の関係機関に対するものも含まれ、面接や訪問、文書、電話等で行われる。医学的判定は、嘱託医である精神科医が診察指導を行っている。心理学的判定は、児童心理司による心理検査や面接観察指導が中心である。

平成30年度は、計40,103件の調査・判定等を実施した。

○調査・判定の実施状況（30年度）

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			計	
		診断・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		児童心理司等	児童福祉司等	医師・その他の職員		
養護相談	児童虐待相談	19,637	0	0	0	18	0	8	2	38	0	36	114	0	19,853
	その他の相談	13,236	0	0	0	20	1	5	1	35	0	16	214	0	13,528
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	252	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	253
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	642	0	0	0	7	25	0	0	35	0	0	0	0	709
	知的障害相談	943	123	0	0	636	116	0	0	892	0	0	5	0	2,715
	発達障害相談	763	0	0	0	72	0	1	0	80	0	0	0	0	916
非行相談	ぐ犯行為等相談	622	0	0	0	2	0	1	0	2	0	0	15	0	642
	触法行為等相談	263	0	0	0	5	0	4	0	8	0	9	6	0	295
育成相談	性格行動相談	823	0	0	0	10	0	1	0	25	0	2	4	0	865
	不登校相談	65	0	0	0	2	0	1	0	3	0	0	0	0	71
	適性相談	11	0	0	0	59	0	0	0	69	0	0	0	0	139
	育児・しつけ相談	37	0	0	0	35	0	0	0	42	0	0	0	0	114
その他の相談		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計		37,297	123	0	0	867	142	21	3	1,229	0	63	358	0	40,103

(3) 相談の対応状況

受け付けた相談をどのような方法で援助をしたかという結果が、下の表である。

1～3回程度の面接等により助言や指導を行う「助言指導」が、2,237件で全体の90.2%をしめている。障害相談では、療育手帳交付や再判定のための相談が多いため、1～3回程度の助言指導となることが多い。また、育成相談でも、性格行動やしつけの相談では幼児から小学校低学年の範囲が多く、家庭や保育所・幼稚園、学校等への助言で終わることが多い。

非行についての相談では、複数回の面接等により指導を実施する「児童福祉司指導」の割合が比較的高くなっている。

施設入所は、相談の結果、家庭から児童福祉施設に措置したものである。相談の内容から当然のことであるが、養護相談において件数が圧倒的に多い。

○相談対応状況（30年度）

		面接指導			児童福祉司指導	市町村等指導委託	市町村送致	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	指定発達支援医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん											
養護相談	児童虐待相談	548	56	3	0	0	12	0	13	0	0	0	0	14	646
	その他の相談	480	40	10	3	0	4	0	21	0	3	0	2	11	574
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	34	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	5	0	41
	知的障害相談	894	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	899
	発達障害相談	79	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	85	
非行相談	ぐ犯行為等相談	9	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	13	
	触法行為等相談	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	1	15	
育成相談	性格行動相談	63	4	2	0	0	0	5	2	0	0	0	0	71	
	不登校相談	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	
	適性相談	58	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	
	育児・しつけ相談	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	
その他の相談		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
計		2,237	110	16	13	0	16	5	42	0	0	0	0	26	2,479

(注)「その他」には、18歳年齢超過の場合の措置延長を含む。

3 養護・虐待相談の状況

(1) 養護・虐待相談の主訴別内訳

当センター管内の平成30年度の養護相談対応件数は1,220件で、前年度(1,067件)に比べ153件増となっている。うち虐待相談は646件で、前年度(567件)に比べ79件増加した。

○養護相談主訴別対応件数(30年度)

	家出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	傷 病 (入院を含む)	家族環境		そ の 他	計
					虐 待	そ の 他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	6	13	13	2	34
里親委託	0	0	0	1	0	2	0	3
面接指導等在宅支援	8	1	3	42	607	441	35	1,137
その他	0	0	1	3	26	13	3	46
計	8	1	4	52	646	469	40	1,220

(2) 虐待相談の虐待種別・経路

虐待の種別では、心理的虐待が最も多く329件で50.9%を占めている。次いで身体的虐待が213件(33.0%)、ネグレクトが99件(15.3%)、性的虐待が5件(0.7%)となっている。下表は主たる虐待種別で計上した表となっているが、複数の虐待種別が組み合わさっているケースが少なくない。

経路は、警察からが最も多く431件で、66.7%を占めている。警察からの受付は年々増加しているが、その多くは児童の面前で行われたDVの目撃による心理的虐待の通告である。

○虐待相談の虐待種別・経路(30年度)

	都道府県等		市 町 村			児童福祉施設等		警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	学 校 等		
	児童相談所	その他	福祉事務所	保健センター	その他	保育所	その他					幼稚園	学校	教育委員会
身体的虐待	11	2	23	0	0	0	9	104	0	0	4	0	22	1
性的虐待	0	0	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	12	0	3	0	0	0	0	285	0	0	0	0	3	0
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	5	5	8	0	1	0	4	41	0	0	5	0	10	3
計	28	7	35	0	1	0	16	431	0	0	9	0	35	4
	里親	家 族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計		
		虐待者本人			虐待者以外									
父親		母親	その他	父親	母親	その他								
身体的虐待	0	1	12	0	1	7	2	0	11	1	2	213		
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
心理的虐待	1	0	0	0	3	1	0	0	20	1	0	329		
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	0	2	3	0	1	0	0	1	10	0	0	99		
計	1	3	15	0	5	8	2	1	41	2	2	646		

(3) 虐待相談の主な虐待者

主な虐待者は、実父母が圧倒的に多い。これは、父親から母親によるDVでの心理的虐待の増加と子どもの養育が母親に任せられ子どもと母親が最も日常的に接することが多いことに起因していると考えられる。

○虐待相談の主な虐待者（30年度）

	実 父	実父以外 の 父 親	実 母	実母以外 の 母 親	そ の 他	計
身体的虐待	84	16	105	2	6	213
性的虐待	2	3	0	0	0	5
心理的虐待	186	22	117	2	2	329
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	14	6	79	0	0	99
計	286	47	301	4	8	646

(4) 被虐待児の年齢・虐待種別

虐待の被害を受けた児童は、幅広く全年齢階層に分散しているが、身体的虐待については3歳から学齢前および小学生で多く、発達に応じて児童の世界が広がり、学校での課題や友達関係など子育ての新たな困難が始まる時期にあたる。

○被虐待児の年齢・虐待種別（30年度）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
0～3歳未満	14	0	94	16	124
3～学齢前児童	32	0	81	27	140
小学生	86	0	98	40	224
中学生	59	2	33	11	105
高校生・その他	22	3	23	5	53
計	213	5	329	99	646

4 一時保護の状況

一時保護は、児童福祉法33条に基づき児童相談センター長が必要と認めたとき、児童を家庭や保護者から切り離して一時保護所に入所させるか、児童福祉施設、里親などに委託して行う。緊急の保護や児童の行動観察、問題の短期治療などを目的とする。

当センターでは平成30年度中、341件の一時保護があった。

○一時保護の保護先・理由の内訳（30年度）

	一時保護所	一時保護委託								計	延件数	
		警察等	児童福祉施設					里親	その他			
			児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設					
養護	児童虐待	50	1	74	5	0	0	5	4	6	145	2,336
養護	その他	67	0	81	5	0	0	13	15	11	192	3,250
障害		0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	74
非行		1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	30
育成		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		118	1	156	10	0	0	19	19	18	341	5,690

○一時保護の対応状況（30年度）

	前年度末継続保護	今年度保護	30年度対応							計	年度末継続保護
			児童福祉施設入所	里親委託	機関に移送 他の児童相談所・	家庭裁判所送致	帰宅	その他			
養護	児童虐待	4	157	31	0	7	0	79	28	145	16
養護	その他	11	191	36	2	9	0	111	34	192	10
障害		0	3	1	0	0	0	1	0	2	1
非行		1	2	1	0	0	0	1	0	2	1
育成		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		16	353	69	2	16	0	192	62	341	28

5 児童福祉施設等への入所状況

児童相談センターは要保護児童を、乳児院をはじめとする各種の児童福祉施設に入所させる措置をとることができる。

平成30年度末現在、施設（里親、指定医療機関への委託等を含む）に在籍していた児童は、197名である。

○児童福祉施設等への入所状況（30年度）

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	指定発達支援医療機関	里親・ファミリーホーム	障害児施設	計
29年度末入所児童	9	132	15	1	0	19	23	199
30年度末入所児童	6	134	12	0	0	21	24	197

6 里親制度

（1）里親登録と委託状況

児童相談センターでは、家庭において保護を要する児童を養育する里親を開拓し、養育を委託している。里親は、愛知県社会福祉審議会の審査を経て登録されるもので、里子を受託したときは、施設と同様に養育にかかる費用が支弁される。

平成30年度の管内の里親登録と里子委託の状況は次のとおりである。

○里親登録・委託状況（30年度末現在）

区分	全 体	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組前提里親
		認定及び登録里親数	61	61	1
児童が委託されている里親数	10	6	1	0	2

※専門里親、養子縁組前提里親は養育里親と重複する場合がある。

（2）里親に関するその他の事業

愛知県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親養育相互援助事業、里親をサポートする養育支援（ヘルパー派遣）事業を実施、また、里親会の育成を図り、里親に委託可能な児童を積極的に里親に委託をするように取り組んでいる。

さらに、里親等相談支援員及び里親等委託調整員、心理訪問支援員を中央児童・障害者相談センター及び西三河児童・障害者相談センターに配置し、里親への委託推進を図っている。

7 障害相談の状況

児童相談センターでは障害相談に関連する事業として、療育手帳の交付、特別児童扶養手当認定診断、地域の障害児等支援等を実施している。

(1) 療育手帳の交付状況

知的障害児に対して、各種福祉サービスを受けるために障害があることを証明する療育手帳を交付している。平成30年度中には、771件の療育手帳を交付した。

○療育手帳交付状況（30年度）

区分	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	計
新規交付	42	32	164	238
再判定	209	135	189	533
計	251	167	353	771

○療育手帳所持児童数（31年3月末現在）

区分	A	B	C	計
所持者数	541	362	839	1,742

(2) 特別児童扶養手当認定にかかる診断、各種診断・判定書の交付

児童相談センターでは、嘱託精神科医師による特別児童扶養手当認定診断を実施している。また、関係機関からの照会や各種証明のため、判定書の交付を行っている。

○診断書および判定書の交付状況（30年度）

特別児童扶養手当	その他の手当	就園・就学	自立支援法	就労	その他	計
123	2	1	34	3	3	166

(3) 障害児等療育支援事業への援助

この事業は、昭和50年から「愛知県心身障害児（者）巡回療育指導事業」の名称で、在宅障害児（者）とその保護者及び地域の療育グループの開拓、療育システムの整備、その専門的な支援、関係機関への技術援助を目的に開始された。平成8年度からは、心身障害者コロニーが実施主体となり、現在は「障害児等療育支援事業」という名称で一宮児童相談センター管内でも展開されている。主に児童心理司が保育園等でのケース検討等に参加し援助を行っている。

○障害児等療育支援事業への参加（30年度）

市町名	一宮市	犬山市	江南市	稲沢市	岩倉市	大口町	扶桑町	計
実施回数	8	1	2	3	0	1	1	16

8 その他の業務

児童相談センターでは、関連する業務として、施設入所措置に伴う扶養義務者への入所費用の一部負担金徴収事務を行っている。

児童福祉法では、児童を施設に入所させたときは、その保護者の負担能力により、施設措置費用の一部を負担させることができる。愛知県では、国の基準を参考に徴収事務を行っているが、その収入の状況は以下のとおりである。

なお、平成18年10月から障害者自立支援法が施行され、障害児については、原則、契約制度となり、児童相談センターでは入所にかかる受給者証の交付手続きを行っている。

平成25年4月には、障害者自立支援法を改正する形で障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が施行された。

○児童措置費負担金徴収状況（30年度末現在）

	調 定			収 入		
	人 数	件 数	金 額	人 数	件 数	金 額
過年度分	134	3,201	41,571,234	3	67	1,116,860
現年度分	91	852	12,192,740	33	377	6,115,540
計	137	4,053	53,709,974	33	444	7,232,400

第3章 市町村への支援

平成16年の児童福祉法改正により、児童虐待通告の受理先に市町村が追加され、要保護児童対策地域協議会が法定化された。

平成20年には、子育て支援強化の観点から訪問事業等の強化、平成28年には、子育て支援拠点の整備が規定され、市町村における子育て支援や要保護児童対策の一層の充実が期待されている。

さらに、平成28年には、児童相談所から市町村への事案送致も規定されたため、今後は市町村の基盤整備及び職員の力量の向上が課題となっている。

(1) 要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会）

管内5市2町において、それぞれに協議会を設置し、要保護児童、要支援児童および特定妊婦にかかる情報を集約・管理している。

要保護児童対策地域協議会の実動的な役割を果たす実務者会議では、地区担当福祉司やスーパーバイザーが参加し、情報の共有、方針の確認等を行うとともに、市町職員に対する助言を行い市町に対するスーパーバイズ的な役割も担っている。

また、要保護児童対策地域協議会全体の運営等について報告や協議をする代表者会議には、児童相談センター長が出席し、市町に対する助言等を実施している。

○要保護児童対策地域協議会取扱いケース数（31年4月1日現在）

	要保護児童					要支援児童	特定妊婦
		うち虐待	うち非行	うちいじめ	その他		
一宮市	103	89	0	0	14	35	1
犬山市	5	5	0	0	0	5	0
江南市	19	19	0	0	0	2	1
稲沢市	12	10	0	0	2	10	0
岩倉市	2	2	0	0	0	6	0
大口町	2	2	0	0	0	2	0
扶桑町	3	3	0	0	0	13	0

(注) 虐待の恐れ、ハイリスクケースも含む

(2) 虐待等児童問題関係機関連絡調整会議

児童相談センターは、市町村が児童相談に応じるための相談技術の支援をする役割を担っている。そのため、市町村に対して、研修会の開催や各種会議への参加を通じて援助を実施している。

平成19年1月の市町村児童家庭相談援助指針や要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の改正により、児童虐待への対応が強化され、児童相談センターと市町村との情報交換や共有が義務付けられた。

当センターでは、市町村の虐待対応力向上を図り、連携を強化するため、虐待等児童問題関係機関連絡調整会議関連の事業を次のとおり、実施している。

○虐待等児童問題関係機関連絡調整会議関連事業（30年度）

開催日	会議等名称	開催場所	出席者数
6/7	虐待等児童問題関係機関連絡調整会議（第1回） 1、平成29年度一宮児童相談センターの相談状況等について 2、児童相談センターと警察の児童虐待に係る事案の情報共有について 3、児童相談センターから市町村への事案送致について 4、各市町における虐待通告対応状況、要保護児童対策地域協議会の運営について 5、療育手帳制度及び特別児童扶養手当について	一宮児童相談センター（会議室）	27名

令和2年1月発行

編集発行 愛知県一宮児童相談センター

住 所 愛知県一宮市昭和1丁目11番11号

電 話 0586-45-1558

FAX 0586-45-1560